

第76回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区九段北四丁目3番29号
ニチレキ株式会社 本店2階会議室

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

※新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場内にてマスク着用等をお願いする場合がございます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.nichireki.co.jp/>

ニチレキ株式会社

証券コード：5011

企業理念

『種を播き、水をやり、
花を咲かせて実らせる』
たゆみない努力の積み重ねによって
絶えず新しい仕事を創造していきます。

経営理念

ニチレキグループは、「道」創りを通して社会に貢献
するため、

- ・優れた機能とコストを満足する道路舗装材料
ならびに工法の提供
- ・国民の共有資産である「道」をいつも見守る
高度なコンサルティング
- ・顧客から信頼される施工技術

これらを完全に一体化し、
株主をはじめ幅広い顧客の皆様から
信頼される「道」創りになくてはならない
収益性に優れた企業グループであり続けるとともに、
社員一人ひとりが能力を発揮でき、働きがいのある
グループであることを経営理念としております。
この理念を遂行するために、
法令を遵守するとともに環境保全、
安全に十分配慮することを基本といたします。

ニチレキグループの企業文化そのものである
「種播き精神」と経営理念をあわせて
“企業理念”と位置づけております。

目次

■ 第76回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6

添付書類

■ 事業報告	12
■ 連結計算書類	
連結貸借対照表	27
連結損益計算書	28
連結株主資本等変動計算書	29
■ 計算書類	
貸借対照表	30
損益計算書	31
株主資本等変動計算書	32
■ 監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	33
会計監査人の監査報告書	35
監査役会の監査報告書	37

東京都千代田区九段北四丁目3番29号

ニチレキ株式会社

代表取締役社長 小 幡 学

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁から4頁のご案内に従って、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目3番29号 ニチレキ株式会社 本店2階会議室
3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第76期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表および個別注記表も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.nichireki.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合



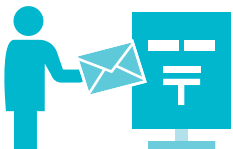
株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年6月26日（金）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2020年6月25日（木）午後5時30分 必着



インターネット等による議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

行使期限

2020年6月25日（木）午後5時30分 まで

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

ご注意事項

- ※書面とインターネット等により重複して議決権行使がなされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- ※インターネット等により複数回の議決権行使がなされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使について

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にてご利用いただけます。

ご利用に際しては、次に記載する内容をご一読いただき、
ご確認のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネット等による議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

[illegible]

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

なお、この方法での議決権行使は1回に限ります。



1 WEBサイトへアクセス

*** ようこそ、建設執行ウェブサイトに! ***

● 各サイトの利用にあたっては、「[サイト利用にあたってのお願い](#)」の内容を必ずお読みください。ご承諾のうえは必ず下記リンクをクリックしてください。

次へ進む

閉じる

<その他のメニュー>

- 施工・設計の電子契約・利用の申し込みに関する手続きはこちらをクリックしてください。
- 施工・設計の電子契約を行うための利用の申し込みに関するお問い合わせはこちらをクリックしてください。
- 利用契約を電子契約方式の実績をいただく関係についてはこちらをクリックしてください。

2 ログインする

[illegible]

3 パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、[次へ]ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックください。

パスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

次へ

4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル



 **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

(受付時間 9:00~21:00)

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対しては安定した配当を継続していくことを基本方針としております。この方針に基づき、当期の業績ならびに今後の事業計画等を勘案いたしまして、期末配当につきましては以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項 およびその額	当社普通株式1株につき金 34円 総額 974,839,568円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

社外取締役2名を含む取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名				現在の地位
1	再任	お 小	ばた 幡	まなぶ 学	●代表取締役社長(執行役員社長)
2	再任	たか 高	はし 橋	やす もり 保 守	●代表取締役(執行役員副社長)
3	再任	かわ 川	ぐち 口	ゆう じ 裕 司	●取締役(専務執行役員)
4	再任	は 羽	にゅう 入	あぎ よし 昭 吉	●取締役(常務執行役員)
5	再任	え 江	り 里	かつ み 勝 美	●取締役(常務執行役員)
6	再任	ね 根	もと 本	せい いち 清 一	●取締役(上席執行役員)
7	再任	なが 長	さわ 澤	いさむ 勇	●取締役(上席執行役員)
8	再任	こ 小	ばやし 林	おさむ 修	社外 独立 ●社外取締役
9	再任	しづ 渋	むら 村	はる こ 晴 子	社外 独立 ●社外取締役

1

お ば た
小 幡ま な ぶ
学所有する当社の株式の数：20,959株
生年月日：1956年12月25日

再 任



■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4 月 当社入社
 2005年 6 月 当社執行役員中部エリアマネージャー
 中部ニチレキ工事(株)代表取締役社長
 2007年 5 月 当社執行役員東京エリアマネージャー
 日レキ特殊工事(株)代表取締役社長
 2011年 6 月 当社上席執行役員事業本部副本部長
 2013年 6 月 当社取締役常務執行役員事業本部長
 2015年 6 月 当社代表取締役社長執行役員社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり営業部門を指揮し、当社グループの事業拡大と業績向上に大きな成果を上げてまいりました。これまでの経営者としての豊富な経験、能力と見識は、グループ経営の推進と企業価値の継続的な向上を目指すうえで当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

2

た か は し
高 橋や す も り
保 守所有する当社の株式の数：31,792株
生年月日：1951年11月23日

再 任



■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2003年 5 月 当社入社顧問
 2003年 6 月 当社取締役管理本部副本部長
 2007年 6 月 当社取締役上席執行役員管理本部副本部長
 2008年 6 月 当社取締役常務執行役員管理本部長
 2013年 6 月 当社取締役専務執行役員管理本部長
 2017年 6 月 当社代表取締役執行役員副社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり総務、人事、経理等の管理部門全体の統括を務め、当社グループの管理・運営体制の強化に貢献してまいりました。その幅広い経験と見識は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

3

かわぐち
川口ゆうじ
裕司

所有する当社の株式の数：12,715株

生年月日：1958年3月16日

再任

**略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1980年4月 当社入社
2007年6月 当社執行役員事業統括本部副本部長
2011年6月 当社取締役上席執行役員関東エリアマネージャー
日産道路㈱代表取締役社長
2013年6月 当社取締役常務執行役員関東エリアマネージャー
日産道路㈱代表取締役社長
2018年4月 当社取締役常務執行役員東京・関東統括マネージャー
2018年6月 当社取締役専務執行役員東京・関東統括マネージャー（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり営業関連業務に携わり、エリアマネージャーとして支店およびグループ会社の経営トップを務めるとともに、統括マネージャーとしてグループの業績向上に貢献してまいりました。その豊富な経験と知識、グループ会社の経営者としての実績と知見は、グループ経営を推進していくうえで当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

4

はにゅう
羽入あきよし
昭吉

所有する当社の株式の数：12,026株

生年月日：1958年10月9日

再任

**略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1982年4月 当社入社
2011年6月 当社執行役員技術研究所長
2013年6月 当社取締役上席執行役員技術研究所長
2015年6月 当社取締役常務執行役員技術生産本部長
2020年4月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり研究開発および技術関連の業務に携わり、当社の製品・工法の開発を推進してまいりました。技術開発部門のトップとしてグループの技術開発をリードし業績向上に貢献しており、その高い専門性と知見、豊富な経験とイノベーションの能力は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

5 えり かつ み 江里 勝美

所有する当社の株式の数：15,720株
生年月日：1958年4月14日

再任



■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年9月 当社入社
2010年6月 当社執行役員関西エリアマネージャー
近畿ニチレキ工事㈱代表取締役社長
2013年6月 当社上席執行役員東京エリアマネージャー
日レキ特殊工事㈱代表取締役社長
2014年4月 当社上席執行役員事業本部副本部長
2015年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり営業関連業務に携わり、エリアマネージャーとして支店およびグループ会社の経営トップを務めた後、事業本部長としてグループの事業推進をリードし、業績向上に貢献してまいりました。その豊富な業務経験、実績と知見は、持続的成長によりグループの企業価値の向上を目指すうえで当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

6 ね も と せい い ち 根本 清一

所有する当社の株式の数：8,254株
生年月日：1958年9月7日

再任



■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2011年6月 当社執行役員九州エリアマネージャー
九州ニチレキ工事㈱代表取締役社長
2013年6月 当社上席執行役員九州エリアマネージャー
九州ニチレキ工事㈱代表取締役社長
2014年5月 当社上席執行役員東京エリアマネージャー
日レキ特殊工事㈱代表取締役社長
2017年6月 当社取締役上席執行役員東京エリアマネージャー
日レキ特殊工事㈱代表取締役社長
2018年4月 当社取締役上席執行役員関東エリアマネージャー（現任）
（重要な兼職の状況）
日瀝道路㈱代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり営業関連業務に携わり、エリアマネージャーとして支店およびグループ会社の経営トップを務め、グループの業績向上に貢献してまいりました。その豊富な業務経験およびグループ会社の経営者としての実績と知見は、グループ経営を推進していくうえで当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

7

ながさわ
長澤いさむ
勇所有する当社の株式の数：15,831株
生年月日：1959年7月28日

再任



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2015年4月 当社執行役員北海道エリアマネージャー
 北海道ニチレキ工事㈱代表取締役社長
 2017年5月 当社執行役員技術生産本部副本部長
 2017年6月 当社取締役上席執行役員技術生産本部副本部長
 2019年4月 当社取締役上席執行役員九州・中国統括マネージャー（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり営業関連業務に携わり、エリアマネージャーとして支店およびグループ会社の経営トップを務めるとともに、技術生産本部副本部長、統括マネージャーとして業績向上に貢献してまいりました。その豊富な業務経験およびグループ会社の経営者としての実績と知見は、グループ経営を推進していくうえで当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

8

こばやし
小林おさむ
修所有する当社の株式の数：33,000株
生年月日：1956年5月20日

再任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年3月 公認会計士開業登録
 1983年6月 税理士開業登録
 1996年8月 小林会計事務所所長（現任）
 2004年6月 当社社外監査役
 2015年6月 当社社外取締役（現任）
 （重要な兼職の状況）
 NOK㈱ 社外監査役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、公認会計士および税理士として企業会計、税務における豊富な経験、実績と知見を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役の候補といたしました。



■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1994年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
本間・小松法律事務所（現本間合同法律事務所）入所
- 1999年 4 月 同パートナー弁護士（現任）
- 2015年 6 月 当社社外監査役
- 2019年 6 月 当社社外取締役（現任）
- （重要な兼職の状況）
（株）タムラ製作所 社外取締役
アステラス製薬(株) 社外取締役（監査等委員である取締役）

■ 社外取締役候補者とした理由

同氏は、弁護士として会社コンプライアンスをはじめ企業法務に関する専門知識と豊富な経験、実績と知見を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役の候補といたしました。

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者 小林 修氏に関する注記

- （1）同氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- （2）同氏が、当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）は、5年であります。
- （3）当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- （4）当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

3. 社外取締役候補者 渉村 晴子氏に関する注記

- （1）同氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- （2）同氏が、当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）は、1年であります。
- （3）当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- （4）当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

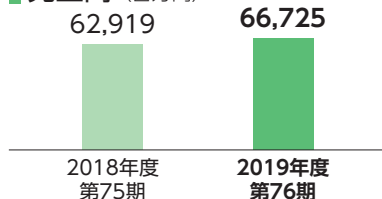
当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあって緩やかな回復が続きましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、期末にかけて大幅に下押しされ、厳しい状況に陥りました。

当社グループを取り巻く環境につきましては、公共投資は堅調に推移したものの、台風による自然災害の影響や受注競争の激化など、引き続き厳しい状況にありました。

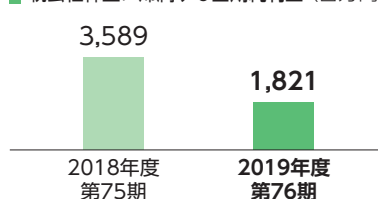
当社グループはこのような環境の中で、中期経営計画『Next 2020』の4年目として「市場の拡大と深耕」を最重点課題とする成長戦略に基づき、各施策に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は66,725百万円（前期比6.0%増）、営業利益は6,009百万円（前期比7.4%増）、経常利益は6,225百万円（前期比8.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,821百万円（前期比49.2%減）となりました。

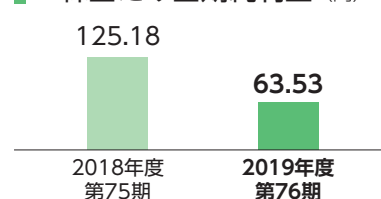
■ 売上高 (百万円)



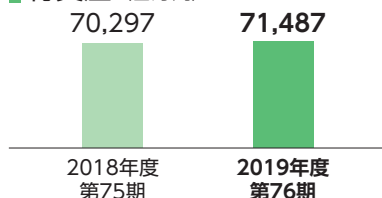
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



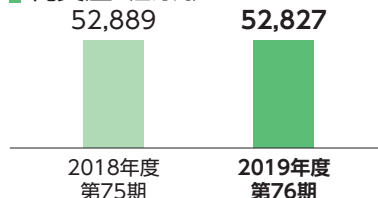
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



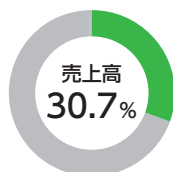
■ 純資産 (百万円)



セグメント別の業績は次のとおりであります。

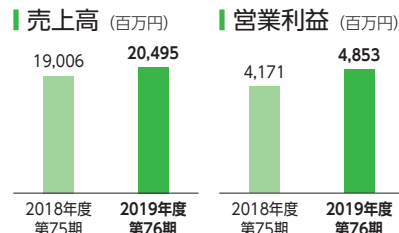
■ 事業分野別の状況

アスファルト応用加工製品事業

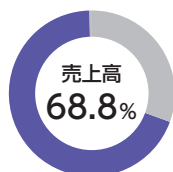


売上高 **204億 95百万円** (前期比7.8%増) 営業利益 **48億 53百万円** (前期比16.3%増)

アスファルト応用加工製品事業につきましては、自社製品および工法の設計・受注活動の推進、経費の削減等に努めてまいりました。売上高は20,495百万円（前期比7.8%増）となり、セグメント利益（営業利益）は4,853百万円（前期比16.3%増）となりました。

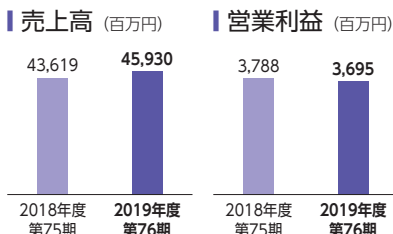


道路舗装事業

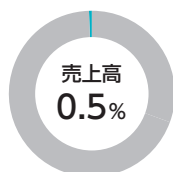


売上高 **459億 30百万円** (前期比5.3%増) 営業利益 **36億 95百万円** (前期比2.5%減)

道路舗装事業につきましては、発注物件への工法提案や受注活動と工事の着実な執行に加え、原価管理の強化を進めてまいりました。売上高は45,930百万円（前期比5.3%増）となり、セグメント利益（営業利益）は3,695百万円（前期比2.5%減）となりました。

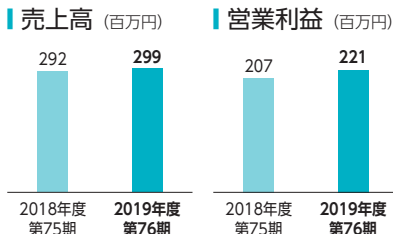


その他



売上高 **2億 99百万円** (前期比2.2%増) 営業利益 **2億 21百万円** (前期比6.9%増)

その他につきましては、不動産賃貸収入などにより、売上高は299百万円（前期比2.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）は221百万円（前期比6.9%増）となりました。



(2) 対処すべき課題

次期連結会計年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれ、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。

当社グループを取り巻く環境につきましては、災害復旧・復興や道路インフラ老朽化対策などへの建設需要の高まりがあるものの、企業間の熾烈な受注競争や、原油価格・為替レートの変動による原材料価格への影響もあり、引き続き厳しい事業環境が予測されます。また、新型コロナウイルスの感染拡大による当社グループの業績に与える影響についても先行き不透明な状況にあります。

このような中、当社グループは中期経営計画『Next 2020』を着実に遂行することで、外部環境に左右されない企業体質への改善を図り、グループの持続的成長を目指してまいります。

中期経営計画 『Next 2020』 ～市場の拡大と深耕～ の概要

【当社グループが目指す姿】

一人ひとりが能力を発揮して、技術力、営業力、財務体質を強化し、持続的な成長を遂げることにより、「道」創りになくてはならない企業グループであり続けることを目指します。

【重点施策】

当中期経営計画では「市場の拡大と深耕」をテーマとして以下の取り組みを推進します。

①顧客の拡大

- ・エリア経営体制を強化し、各エリアとグループ本社が一体となって顧客に対応してまいります。
- ・質と精度の高いソリューションを提案し、顧客要望に応じてまいります。

②研究開発力の強化

- ・研究開発を軸に、顧客満足度の高い製品・工法をスピーディーに開発し、新しい価値を創造してまいります。
- ・調査技術の開発と活用により、コンサルティング力を強化し、新たな市場を開拓してまいります。

③コーポレート・ガバナンスの強化

- ・グループ経営体制の強靱化と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。
- ・新たな成長に向けて、人材の開発・育成を推進してまいります。

【数値目標（2020年度目標 連結ベース）】

売上高 63,000百万円 営業利益 6,000百万円 経常利益 6,000百万円

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第73期 2016年度	第74期 2017年度	第75期 2018年度	第76期 当連結会計年度 2019年度
売 上 高 (百万円)	54,439	60,570	62,919	66,725
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,762	3,882	3,589	1,821
1株当たり当期純利益 (円)	131.24	135.42	125.18	63.53
総 資 産 (百万円)	65,190	69,838	70,297	71,487
純 資 産 (百万円)	46,768	50,811	52,889	52,827

(注) 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第75期の期首から適用しており、第74期以前の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(4) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、1,700百万円であり、その主なものは、製品製造設備、路面調査機器および建設作業機械の増設・更新などであります。

なお、所要資金には自己資金を充当いたしました。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係 当社は親会社を有しておりません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
北 海 道 ニ チ レ キ 工 事 (株)	40	100.0	舗装工事等の請負
東 北 ニ チ レ キ 工 事 (株)	65	100.0	舗装工事等の請負
日 歴 道 路 (株)	80	100.0	舗装工事等の請負
日 レ キ 特 殊 工 事 (株)	30	100.0	舗装工事等の請負
中 部 ニ チ レ キ 工 事 (株)	50	100.0	舗装工事等の請負
近 畿 ニ チ レ キ 工 事 (株)	50	100.0	舗装工事等の請負
中 国 ニ チ レ キ 工 事 (株)	50	100.0	舗装工事等の請負
四 国 ニ チ レ キ 工 事 (株)	20	100.0	舗装工事等の請負
九 州 ニ チ レ キ 工 事 (株)	23	100.0	舗装工事等の請負
朝 日 工 業 (株)	50	100.0	舗装工事等の請負
ラ イ ン フ ァ ル ト 工 業 (株)	50	100.0	舗装工事等の請負

(注) 1. 当社の連結子会社は、2020年3月31日現在上記11社を含む34社であります。

2. 当連結会計年度の業績につきましては、前記 1.企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過およびその成果、(3)財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
アスファルト応用加工製品事業	アスファルト乳剤、改質アスファルト、コンクリート目地材、景観材料の製造および販売
道路舗装事業	舗装工事、橋梁防水工事、景観工事、グラフィックス事業、道路調査業務
その他	賃貸マンション、貸倉庫

(7) 主要な営業所および工場

①当社

名 称	所在地
本 社	東京都千代田区
技 術 研 究 所	栃木県下野市
北 海 道 支 店	北海道恵庭市
東 北 支 店	宮城県仙台市
関 東 支 店	栃木県下野市
東 京 支 店	埼玉県越谷市
中 部 支 店	愛知県名古屋市
関 西 支 店	大阪府大阪市
中 国 支 店	広島県東広島市
四 国 支 店	香川県高松市
九 州 支 店	福岡県福岡市
小 山 工 場	栃木県下野市

②子会社

名 称	所在地
北 海 道 二 チ レ キ 工 事 (株)	北海道札幌市
東 北 二 チ レ キ 工 事 (株)	宮城県仙台市
日 瀝 道 路 (株)	東京都千代田区
日 レ キ 特 殊 工 事 (株)	東京都荒川区
中 部 二 チ レ キ 工 事 (株)	愛知県名古屋市
近 畿 二 チ レ キ 工 事 (株)	滋賀県守山市
中 国 二 チ レ キ 工 事 (株)	広島県東広島市
四 国 二 チ レ キ 工 事 (株)	香川県高松市
九 州 二 チ レ キ 工 事 (株)	福岡県福岡市
朝 日 工 業 (株)	大分県大分市
ラ イン フ ァ ル ト 工 業 (株)	大阪府堺市

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
917名	増 86名

- (注) 1. 従業員数には顧問1名・嘱託34名・再雇用嘱託30名が含まれております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員373名は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
394名	増 15名	43.1歳	16.7年

- (注) 1. 従業員数には顧問1名・嘱託33名・再雇用嘱託7名が含まれております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員164名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金 (残高)
(株) み ず ほ 銀 行	300百万円
(株) 三 菱 U F J 銀 行	200百万円
(株) 三 井 住 友 銀 行	100百万円
(株) 七 十 七 銀 行	100百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年6月20日、改質アスファルトの販売に関して公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。これにともない、2020年3月期において、独占禁止法関連損失として2,577百万円を特別損失に計上いたしました。

株主の皆様、お取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止め、法令の遵守および企業倫理の強化・徹底に総力を挙げて取り組み、早期の信頼回復に努めて参ります。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,671,752株（自己株式 3,014,203株を除く）
- (3) 当期末株主数 2,868名

(4) 大株主

	株主名	持株数	持株比率
1	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,891千株	6.60%
2	ニチレキ取引先持株会	1,321千株	4.61%
3	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	1,271千株	4.43%
4	(株) みずほ銀行	1,108千株	3.87%
5	三井住友信託銀行(株)	1,100千株	3.84%
6	光通信(株)	854千株	2.98%
7	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	822千株	2.87%
8	GOLDMAN, SACHS & CO.REG	777千株	2.71%
9	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	723千株	2.52%
10	(公財) 池田20世紀美術館	630千株	2.20%

- (注) 1. 当社は自己株式3,014,203株を保有しておりますが、上記には含めておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 2020年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2020年4月14日現在でユナイテッド・マネージヤーズ・ジャパン株式会社が1,591千株（保有割合5.02%）を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役社長 (執行役員社長)	小幡 学	
代表取締役 (執行役員副社長)	高橋 保守	管理本部長
取締役(専務執行役員)	川口 裕司	東京・関東統括マネージャー
取締役(常務執行役員)	羽入 昭吉	技術生産本部長 技術部長 生産部長 技術研究所長 特許室長
取締役(常務執行役員)	江里 勝美	事業本部長 海外事業部長
取締役(上席執行役員)	根本 清一	関東エリアマネージャー 日瀝道路(株)代表取締役社長
取締役(上席執行役員)	長澤 勇	九州・中国統括マネージャー
取 締 役	小林 修	公認会計士・税理士(小林会計事務所所長) NOK(株) 社外監査役
取 締 役	渋谷 晴子	弁護士(本間合同法律事務所 パートナー弁護士) (株)タムラ製作所 社外取締役 アステラス製薬(株) 社外取締役(監査等委員である取締役)
常 勤 監 査 役	野原 正昭	
監 査 役	蟹谷 勉	税理士(蟹谷勉税理士事務所所長)
監 査 役	形岡 昭彦	
監 査 役	城處 琢也	弁護士(奥野総合法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士)

(注) 1. 当期中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 2019年6月27日開催の第75回定時株主総会において、渋谷晴子氏は取締役に、野原正昭、城處琢也の両氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 2019年6月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、藤田浩司氏は取締役を、渋谷晴子氏は監査役を任期満了により、野村敏明氏は監査役を辞任により退任いたしました。
2. 取締役 小林 修、渋谷晴子の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 蟹谷 勉、城處琢也の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 蟹谷 勉氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 小林 修、渋谷晴子の両氏、監査役 蟹谷 勉、城處琢也の両氏は、当社との間に特別の利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
6. 取締役 小林 修、渋谷晴子および監査役 蟹谷 勉の各氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
7. 監査役 城處琢也氏の兼職先である奥野総合法律事務所・外国法共同事業は、当社との間で法律顧問契約を結んでおります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	10名（3名）	237百万円（11百万円）
監査役（うち社外監査役）	6名（3名）	36百万円（9百万円）
計	16名	273百万円

- (注) 1. 2015年6月26日開催の第71回定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役が年額400百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）であります。なお、当該報酬限度額には使用人兼務取締役の使用人給与（24百万円、賞与を含む）は含まれておりません。
2. 2014年6月27日開催の第70回定時株主総会決議による報酬限度額は、監査役が年額50百万円以内であります。
3. 上記の取締役および監査役の支給人員には、2019年6月27日開催の第75回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名および監査役2名を含んでおります。したがって期末現在の人数は、取締役9名、監査役4名であります。
4. 渋谷晴子氏は、第75回定時株主総会において社外監査役を退任した後、社外取締役に就任したため、人数および支給額について監査役期間は社外監査役に、取締役期間は社外取締役に含めて記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況等
取締役	小林 修	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、公認会計士としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役	渋谷 晴子	2019年6月の就任後、11回開催した取締役会のすべてに出席し、法律専門家としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	蟹谷 勉	当期開催の取締役会14回のすべて、監査役会13回のすべてに出席し、税理士としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	城處 琢也	2019年6月の就任後、11回開催した取締役会のすべて、10回開催した監査役会のすべてに出席し、法律専門家としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 26百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 27百万円

- (注) 1. 監査役会は、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務に関する調査業務を委託しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1)内部統制システムの基本方針

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規定その他の社内規定に従い、適切に保存および管理を行うものとする。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険については、グループ経営管理として、リスク管理に関する諸規定を整備するとともに、当社の担当責任部署において、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、社長は速やかに対策責任者となる取締役を任命し、グループ全社に示達するものとする。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告することとする。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ経営計画を策定し、毎事業年度ごとのグループ全体の経営目標および予算配分等を定め、グループの協力体制の推進および業務の効率的な遂行管理を行うものとする。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に経営戦略会議において協議を行い、執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規定その他の社内規定に従い、適時的確に行われることとする。

④取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、担当取締役を任命し、当社グループのコンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス部を設置するとともに、社内規定およびコンプライアンス・マニュアルを作成して、グループ全社にコンプライアンス・ルールの周知徹底を図ることとする。また、相談・通報窓口として当社グループのネットワークに「ホットライン」を開設して、当社グループの社員から直接、コンプライアンスに係る報告・相談や意見・提案を受付けることとする。

取締役は、当社グループにおいて、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

監査役は、当社グループのコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

内部監査については、監査室を設置し、当社グループについて、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価するとともに、課題解決のための助言・指導・是正勧告を実施するものとする。また、監査室は、必要に応じ、監査役および会計監査人と意見・情報交換を行うこととする。

経営に係る法律上の諸問題については、顧問弁護士から専門的なアドバイスを受ける体制をとることとする。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社全てに共通するグループ経営理念を定め、これを基礎として、グループ運営体制を整備するとともに、グループ会社においては、当社グループとして統一化された社内諸規定を定めるものとする。

グループ会社は、業務執行に係る重要事項について当社に協議、報告等を行うものとする。当社は、グループ経営管理体制を構築し、グループ会社に対して監査、経営指導を行うものとする。

当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、若しくはその他コンプライアンス上問題があるとグループ会社が認めた場合には、監査室または法務・コンプライアンス部に報告するものとする。監査室または法務・コンプライアンス部は直ちに監査役に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門である監査室および会計監査人と必要に応じ、意見・情報交換を行うことができ、また監査役の職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査役の判断で実施可能な体制にある。このため、監査役の職務を補助すべき使用人については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて設置することとする。

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から指示を受けた業務については、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないものとする。

監査役の職務を補助すべき使用人の人事等については、事前に監査役と協議するものとする。

⑦当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、その他の重要な会議に出席することができるとともに、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を行うことができることとする。取締役および使用人は、重要な会議の開催予定を監査役に報告するものとする。

当社グループの取締役および使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑧財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い内部統制報告書を有効かつ適切に提出するため、内部統制システムを構築して、その適正な整備および運用を行っていくものとする。

⑨反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備するものとする。

(2)運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

①情報の保存および管理体制

取締役会議事録や経営戦略会議議事録については、正確に記録・作成し、情報の保存および管理を適切に行っております。

②リスク管理体制

財務、法務、災害等のリスクマネジメント状況については、関連規定に基づき社長および取締役会への報告を行っております。

③効率的な職務執行体制

当期は取締役会を14回、経営戦略会議を21回開催し、重要事項について審議・決定したほか、各部門を担当する取締役等から業務執行について報告を受けております。

④コンプライアンス体制

コンプライアンス・マニュアルの整備・充実を図り、それを用いたコンプライアンス研修を当社およびグループ会社の社員に対し実施しております。また、研修プログラムも適宜見直しを行うなど、内部統制の観点からコンプライアンス・ルールの周知徹底に取り組んでおります。

⑤グループ管理体制

グループ運営管理に係る規約および規準に基づき、重要事項について子会社から報告を受け、または協議により事前承認を行っております。

⑥監査役監査体制

監査役は、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人および内部監査部門である監査室から監査状況を聴取しております。

社外監査役を含め、監査役は、全ての取締役会に出席し、経営会議にも出席しております。また、常勤監査役は全ての経営戦略会議に出席しております。

(注) 2020年4月1日付での組織変更に伴い、上記「内部統制システムの基本方針」内の該当部署名を変更しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率につきましては、表示未満の端数を四捨五入にて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	45,836
現金及び預金	19,891
受取手形及び売掛金	20,024
電子記録債権	3,328
商品及び製品	1,049
未成工事支出金	287
原材料及び貯蔵品	735
1年内回収予定の関係会社	77
長期貸付金	
その他	453
貸倒引当金	△10
固定資産	25,650
有形固定資産	15,617
建物及び構築物	6,045
機械装置及び運搬具	3,095
土地	5,496
リース資産	300
建設仮勘定	129
その他	549
無形固定資産	726
投資その他の資産	9,306
投資有価証券	4,514
関係会社出資金	657
関係会社長期貸付金	673
繰延税金資産	562
長期預金	2,820
その他	544
貸倒引当金	△446
投資損失引当金	△20
資産合計	71,487

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	16,542
支払手形及び買掛金	8,402
電子記録債務	992
短期借入金	700
リース債務	74
未払金	1,762
未払法人税等	1,541
デリバティブ債務	144
賞与引当金	1,006
役員賞与引当金	110
その他の引当金	58
その他	1,747
固定負債	2,117
長期未払金	5
リース債務	253
繰延税金負債	68
退職給付に係る負債	1,607
資産除去債務	133
その他	48
負債合計	18,659
純資産の部	
株主資本	51,349
資本金	2,919
資本剰余金	2,017
利益剰余金	48,191
自己株式	△1,779
その他の包括利益累計額	1,478
その他有価証券評価差額金	1,511
繰延ヘッジ損益	△100
為替換算調整勘定	△4
退職給付に係る調整累計額	72
純資産合計	52,827
負債及び純資産合計	71,487

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	66,725
売上原価	51,725
売上総利益	15,000
販売費及び一般管理費	8,990
営業利益	6,009
営業外収益	230
受取利息及び受取配当金	179
持分法による投資利益	16
その他	34
営業外費用	15
支払利息	5
為替差損	2
その他	6
経常利益	6,225
特別利益	778
固定資産売却益	55
投資有価証券売却益	608
負ののれん発生益	39
受取保険金	25
その他	50
特別損失	3,061
固定資産除却損	10
関係会社出資金評価損	98
関係会社貸倒引当金繰入額	195
独占禁止法関連損失	2,577
その他	179
税金等調整前当期純利益	3,942
法人税、住民税及び事業税	2,135
法人税等調整額	△14
法人税等合計	2,120
当期純利益	1,821
親会社株主に帰属する当期純利益	1,821

連結株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,919	2,017	47,287	△1,779	50,445
当期変動額					
剰余金の配当			△917		△917
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,821		1,821
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△0	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	904	0	904
当期末残高	2,919	2,017	48,191	△1,779	51,349

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,205	－	12	226	2,444	52,889
当期変動額						
剰余金の配当						△917
親会社株主に帰属 する当期純利益						1,821
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△694	△100	△16	△153	△965	△965
当期変動額合計	△694	△100	△16	△153	△965	△61
当期末残高	1,511	△100	△4	72	1,478	52,827

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	33,358
現金及び預金	16,410
受取手形	2,479
電子記録債権	2,494
売掛金	8,739
完成工事未収入金	797
商品及び製品	961
未成工事支出金	76
原材料及び貯蔵品	606
短期貸付金	352
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	77
その他	363
貸倒引当金	△1
固定資産	23,198
有形固定資産	12,102
建物	4,467
構築物	1,096
機械及び装置	1,638
車両運搬具	100
工具、器具及び備品	475
土地	3,897
リース資産	297
建設仮勘定	128
無形固定資産	660
投資その他の資産	10,435
投資有価証券	4,260
関係会社株式	1,907
出資金	108
関係会社出資金	777
長期貸付金	2
関係会社長期貸付金	673
破産更生債権等	7
長期前払費用	21
長期預金	2,815
その他	318
貸倒引当金	△437
投資損失引当金	△20
資産合計	56,556

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	18,373
買掛金	3,445
工事未払金	230
電子記録債務	992
短期借入金	700
リース債務	73
未払金	1,694
未払費用	338
未払法人税等	605
預り金	9,278
デリバティブ債務	144
賞与引当金	467
役員賞与引当金	81
工事損失引当金	3
その他	317
固定負債	1,246
リース債務	250
繰延税金負債	33
退職給付引当金	808
資産除去債務	106
その他	47
負債合計	19,619
純資産の部	
株主資本	35,527
資本金	2,919
資本剰余金	2,017
資本準備金	2,017
利益剰余金	31,863
利益準備金	729
その他利益剰余金	31,133
固定資産圧縮積立金	272
固定資産圧縮特別勘定積立金	23
別途積立金	17,100
繰越利益剰余金	13,738
自己株式	△1,273
評価・換算差額等	1,409
その他有価証券評価差額金	1,509
繰延ヘッジ損益	△100
純資産合計	36,936
負債及び純資産合計	56,556

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	33,763
製品売上高	20,627
商品売上高	8,675
完成工事高	1,677
機材等賃貸売上高	2,781
売上原価	25,254
製品売上原価	13,654
商品売上原価	7,772
完成工事原価	1,277
機材等賃貸売上原価	2,550
売上総利益	8,508
販売費及び一般管理費	6,141
営業利益	2,367
営業外収益	1,703
受取利息	28
受取配当金	1,635
その他	39
営業外費用	21
支払利息	10
為替差損	6
その他	4
経常利益	4,049
特別利益	711
固定資産売却益	43
投資有価証券売却益	608
その他	60
特別損失	3,017
関係会社出資金評価損	98
関係会社貸倒引当金繰入額	195
災害による損失	77
独占禁止法関連損失	2,577
その他	68
税引前当期純利益	1,744
法人税、住民税及び事業税	918
法人税等調整額	△34
法人税等合計	883
当期純利益	861

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	固定資産圧縮 特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,919	2,017	729	274	－	17,100	13,815	31,920
当期変動額								
剰余金の配当							△917	△917
当期純利益							861	861
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立					23		△23	－
固定資産圧縮積立金の取崩				△2			2	－
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	△2	23	－	△77	△56
当期末残高	2,919	2,017	729	272	23	17,100	13,738	31,863

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△1,273	35,584	2,202	—	2,202	37,786
当期変動額						
剰余金の配当		△917				△917
当期純利益		861				861
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△692	△100	△793	△793
当期変動額合計	△0	△56	△692	△100	△793	△850
当期末残高	△1,273	35,527	1,509	△100	1,409	36,936

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

ニチレキ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指定社員 公認会計士 千葉茂寛 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高橋秀和 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチレキ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチレキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

ニチレキ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指定社員 公認会計士 千葉茂寛 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高橋秀和 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニチレキ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当社は公正取引委員会より独占禁止法に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。監査役会は、当社グループが独占禁止法を含む法令の遵守及び企業倫理の強化・徹底に総力を挙げて取り組んでいることを確認しております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

二チレキ株式会社 監査役会

常勤監査役 野 原 正 昭 ㊟

監 査 役 蟹 谷 勉 ㊟

監 査 役 形 岡 昭 彦 ㊟

監 査 役 城 處 琢 也 ㊟

(注) 監査役蟹谷 勉及び監査役城處 琢也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

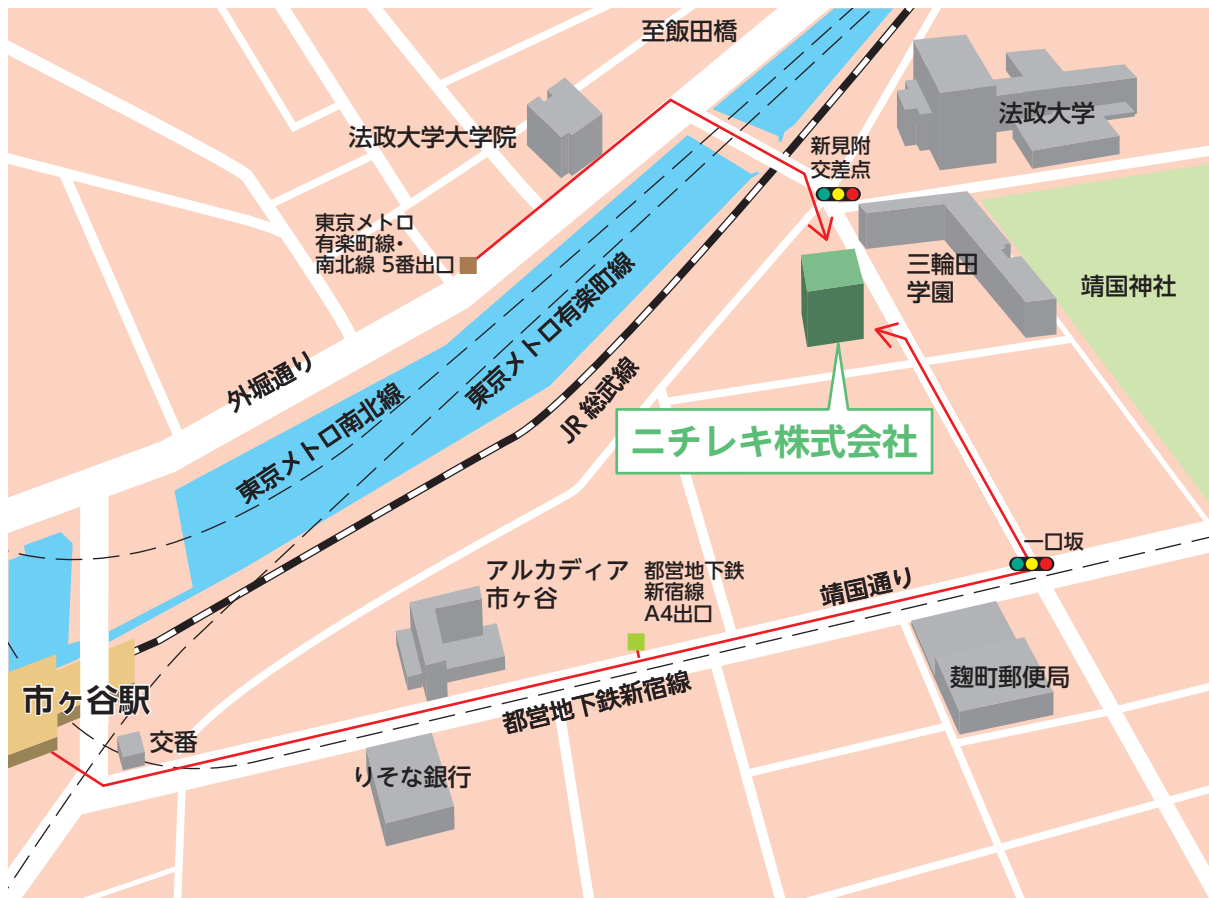
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場 ご案内図

会場

東京都千代田区九段北四丁目3番29号

ニチレキ株式会社 本店2階会議室 電話番号 03 (3265) 1511



交通

- JR総武線 市ヶ谷駅から徒歩8分
- 都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅A4出口から徒歩6分
- 東京メトロ有楽町線・南北線 市ヶ谷駅5番出口から徒歩6分

ニチレキ株式会社